

23 給衛協発第 120 号
平成 23 年 12 月 14 日

会 員 各 位

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会 長 奥 村 明 雄

平成 23 年度「簡易専用水道検査優良検査員認定講習会」の 開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進につきましては、平素格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、簡易専用水道検査結果の信頼性の確保を目的に簡易専用水道検査機関規範認定制度（以下G I P 認定制度）を開始することとなりました。本G I P 認定制度を取得するためには優良検査員講習会を終了した優良検査員が3名以上必須となっております（別添簡易専用水道検査機関規範認定制度について参照）。

つきましては、貴職所属の簡易専用水道検査の管理に携わる方々の受講並びに関係者への周知方につきまして、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、G I P 認定制度のみならず、簡易専用水道検査におけるスペシャリストを育成する講習会としてもご案内申し上げます。

記

1. 開催会場及び開催日：

会 場：サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）4階 第3会議室
川崎市川崎区富士見町 2-5-2 TEL 044-222-4416（別添案内図）

開催日：平成24年3月1日（木）～2日（金）

2. 募集人員： 40名

3. 認定証書の交付：

本講習会の全課程を受講し終了試験に合格した者に、「一般社団法人全国給水衛生検査協会 簡易専用水道優良検査員」の認定証書を交付する。

4. 受講料： 1名 30,000円

5. 受講手続き

(1) 申込方法

受講希望者は、受講申込書、受講決定通知書、推薦書（実務証明記載）に必要事項を記入、また、必要コピー書類を下記宛に郵送でお申し込み下さい。

※受講を希望する方が複数いる場合は、コピーをしていただき申込み下さい。

(2) 申込締切

平成23年2月17日(金)（締切日を過ぎての申込は、上記へお問合せ下さい。）

(3) 受講料納入

受講申込と同時に請求書と受講決定通知書をご送付いたしますので、お振込みください。

(4) 写真について

縦4cm、横3cm、単身、脱帽、上半身のを2枚用意して、受講申込書と受講決定通知書の所定の欄に貼り付けて下さい。

（スナップ写真不可。スピード写真可）

6. 受講の決定

受講申込書・推薦書（実務証明記載）・修了証に基づき、確認後、受講者を決定し、本人宛に受講決定通知書をご送付いたします。

※昼食は、当協会でご用意いたします。

7. 問合せ先：〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 大和田いづみ

TEL：044-270-4375 FAX：044-270-4376

簡易専用水道検査優良検査機関認定制度について

一般社団法人全国給水衛生検査協会の事業として、平成 20 年度から簡易専用水道検査優良検査機関規範（以下、簡易専用水道G I Pという）認定制度を開始する。

この制度は、簡易専用水道検査結果の信頼性の確保を目的としており、当協会としては、該当会員の皆様に取得していただくことを考えている。簡易専用水道G I Pの内容は、厚生労働省の登録基準に基づき、検査精度を確保する具体的な方法について定めたものである。

1 簡易専用水道G I Pの基本的な考え方及びその概要

本制度の実施にあたっては、以下の点を基本として検討した。

- ① 会員の十分な理解が得られること
- ② 費用がなるべくかからず、会員の負担が重過ぎないこと
- ③ 国が全面的にバックアップすることにより、制度に参加することが会員にとって意義のあるものとなるよう配慮すること

2 簡易専用水道G I Pについて

厚生労働省登録要求事項と簡易専用水道G I Pを比較した場合のポイントは次の事項となる。

- ① 複数の都道府県に検査区域がある場合、都道府県ごとに事務所を設置し検査員を3名以上配置すること。（県境を越えても近隣の場合はその限りでない）
- ② 検査員は、協会の認定検査員講習会を修了していること。
- ③ 検査員として3年以上検査に従事し、協会の優良検査員講習会を修了した優良検査員が3名以上置かれていること。
- ④ 検査員として5年以上検査に従事し、協会の管理技術者講習会を修了した管理技術者が1名以上置かれていること。
- ⑤ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備は、使用前点検及び定期点検が行われていること。（定期点検は、1ヶ月以内に1回以上）
- ⑥ 検査員の内部研修は、年4回以上定期に実施されていること。（筆記試験1回を含む）
- ⑦ 協会が実施する外部精度管理調査へ、毎年度、検査員2名以上が定期的に参加すること。

3 審査費用について

認定審査手数料及び外部監査手数料は（別表）のとおりとする。

別表

認定審査手数料表

| 区 分 | | 手数料金 |
|-----|------------------|-----------|
| 1 | 申請手数料 | 10,000円 |
| 2 | 基本手数料 | 50,000円 |
| 3 | 書類審査 | 50,000円 |
| | 現地審査 | 80,000円 |
| 4 | 認定証発行手数料（1通につき） | 10,000円 |
| 5 | 認定維持手数料 | 審査手数料による。 |
| 6 | サーベイランス手数料 | 審査手数料による。 |
| 7 | 更新審査手数料 | 審査手数料による。 |
| 8 | フォローアップ手数料 | 審査手数料による。 |
| 9 | 認定証再発行手数料（1通につき） | 10,000円 |
| 10 | 事前訪問調査手数料 | 審査手数料による。 |
| 11 | 認定範囲拡大手数料 | 審査手数料による。 |

別表

外部監査手数料表

| 区 分 | | 手数料金 |
|-----|------------------|-----------|
| 1 | 書類審査 | 50,000円 |
| | 現地審査 | 100,000円 |
| 2 | 報告書再発行手数料（1通につき） | 10,000円 |
| 3 | 事前訪問調査手数料 | 審査手数料による。 |

優良検査員制度実施要綱

(目的)

第1条 簡易専用水道の管理の検査を適切に行うために、専門知識を有する特に優れた検査員を養成して、技術の向上と研鑽を積むことを目的とする。

(適用)

第2条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下「協会」という。）が行う優良検査員制度に適用する。

(認定)

第3条 協会はこの制度のもとに、優良検査員の資格について認定する。

(運営委員会)

第4条 協会は本制度を公正に実施するために、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の委員は6名以内で構成し、協会の会長が、学識経験を有する者のうちから任命する。
- 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員は、本制度の基本的事項、認定条件、優良検査員認定講習会の科目及び受講資格等について審議する。

(認定委員会)

第5条 協会は本制度を的確に実施するために、認定委員会を設置する。

- 2 認定委員会の委員は6名以内で構成し、協会の会長が、学識経験を有する者のうちから任命する。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員は、運営委員会で取り決められた優良検査員認定講習会について運営する。

(優良検査員)

第6条 優良検査員の資格は、優良検査員認定講習会を受講し、終了した者に付与し、認定証書を発行する。

- 2 優良検査員の資格は5年の期限付きとし、運営委員会が別に定める短期の優良検査員更新講習会の受講により更新できるものとする。

優良検査員認定講習会実施要領

(目的)

第1条 簡易専用水道の管理の検査を適切に行うために、専門知識を有する特に優れた検査員を養成することを目的とする。

(適用)

第2条 本要領は、優良検査員認定講習会に適用する。

(講習科目等)

第3条 講習の科目及び時間数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| 一 水道概論（講義） | 2時間30分以上 |
| 二 簡易専用水道検査方法及び判定基準（講義・実技） | 3時間以上 |
| 三 簡易専用水道GIP（講義） | 1時間30分以上 |
| 四 内部監査及び外部監査（講義） | 2時間以上 |
| 五 安全衛生特論（講義） | 1時間30分以上 |

(修了試験)

第4条 修了試験の科目及び時間数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 講習科目の考査（筆記） | 1時間 |
| 二 事例写真による評価（実技） | 1時間 |

(受講資格)

第5条 講習は、次の各号に該当するものでなければ、受けることはできない。

- 一 講習会を受講しようとする者の所属する法人が、全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）の会員であること。
- 二 水道法別表第二第一号から第四号のいずれかの要件を満たし、簡易専用水道検査の実務経験が3年以上の者であること。
- 三 協会が実施する簡易専用水道認定検査員講習会又は簡易専用水道検査管理技術者講習会を修了している者であること。

(講師の要件)

第6条 講習の講師は、講習科目を教授するのに適当であると認められる者であること。

(受講の申請)

第7条 講習を受けようとする者は、受講申請書に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 実務経験を証する書類
- 二 推薦書
- 三 協会が実施する簡易専用水道認定検査員講習会又は簡易専用水道検査管理技術者講習会の修了証書

(受講手数料)

第8条 受講手数料は、適当と認められる額であることとする。

(認定証書の交付)

第9条 協会は、講習を終了し、修了試験に合格した者に認定証書を交付しなければならない。

(認定証書の再交付)

第10条 認定証書の交付を受けた者は、認定証書を破り、汚し、又は失ったときは、協会に認定証書の再交付を申請することができる。

平成 年 月 日

推 薦 書
(実務証明書)

| | | |
|----------------|--|---------|
| (ふりがな) 氏 名 | | 生 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 勤務先住所 | | |
| 所属機関名 | | |
| 実務経験 (3年以上) | | |
| 推薦理由 | | |
| 備 考 | | |

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会 長 奥 村 明 雄 殿

(推薦者名)

所属機関名

代表者氏名

印